

適正な処理ってどういうこと？

適正区分した事業系一般廃棄物と産業廃棄物は、次のとおり適正に処理しなければなりません。

リサイクル又は**廃棄処理**を委託する

リサイクルができるもの

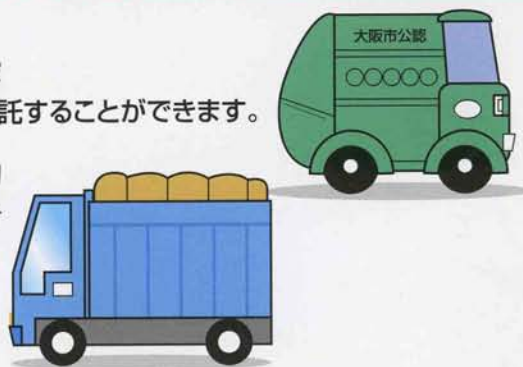
リサイクルすることが可能な業者に委託してください。

- **事業系一般廃棄物**の場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。
- **産業廃棄物**の場合、リサイクル処理を行う産業廃棄物処理業者に委託してください。
- 専ら再生利用の目的となる古紙・くず鉄・あきびん類・古繊維については、これらの品目のみの収集・運搬又は再生を行う者に委託できます。



廃棄するもの

- **事業系一般廃棄物**の場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者のほか、大阪市環境局（の収集）に委託することができます。
- **産業廃棄物**の場合、廃棄する品目（産業廃棄物の種類）を取り扱える産業廃棄物処理業者に委託しなければなりません。



大阪市の処理施設へ自己搬入する

大阪市内の事業者の方で、一定の要件を満たす場合、自ら焼却工場にごみを持ち込み、処理することができます。（有料）

持ち込むことができるごみの基準や持ち込み日時、場所、料金など詳しくは大阪市環境局のホームページをご覧ください。

〈ホームページアドレス〉 <http://www.city.osaka.jp/kankyojigyo/>

リサイクル又は廃棄処理を委託する場合の流れ

事業系一般廃棄物



一般廃棄物の収集運搬業許可を有する業者のほか、大阪市環境局（の収集）に委託することができます。（廃棄物処理法第6条の2第6項）



契約先の一般廃棄物収集運搬業許可業者又は大阪市環境局が収集します。排出する際は**中身の見えるごみ袋**を使用してください。

契約先が一般廃棄物収集運搬業許可業者の場合、収集車両には大阪市許可のステッカーが貼付されています。



（リサイクルの場合）

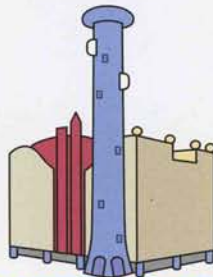


リサイクル施設に搬入されリサイクルされます。

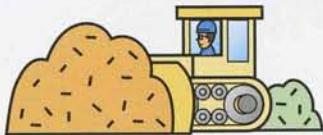
リサイクル品

（焼却処理の場合）

大阪市の処理施設に搬入され、焼却されます。

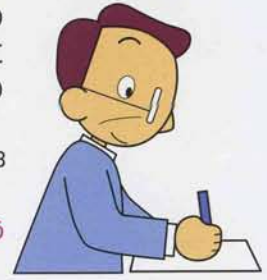


焼却灰は大阪市の北港処分地や大阪湾フェニックスセンターへ運ばれ、埋立処理されます。



産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託しなければなりません。（廃棄物処理法第12条第3項）



委託契約は書面で行う必要があります。

契約した産業廃棄物収集運搬業許可業者が産業廃棄物を収集します。



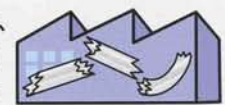
引き渡す際には、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を交付しなければなりません。

マニフェストの流れ

収集車両には「産業廃棄物収集運搬車」と表示されています。



産業廃棄物処分業の許可を有する業者の施設に搬入され、破碎、切断、選別、焼却等のさまざまな方法で中間処理されます。



（リサイクルの場合）



リサイクル品

中間処理後、出てきたごみは埋立処分場へ運ばれ、埋立処理されます。



処理委託契約

排出

収集・運搬

リサイクル
又は
中間処理

最終処分

事業系廃棄物の処理に関するお問い合わせ先

	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
事業系ごみの処理に関すること	大阪市環境局 事業系ごみ相談窓口	阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス	06-6630-3410	〈ホームページ〉 http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu150/genryou/index.html
	大阪市環境局環境施策部 事業系ごみ減量担当		06-6630-3271	
一般廃棄物の規制に関すること	大阪市環境局事業部 一般廃棄物規制担当		06-6630-3265	
産業廃棄物の規制に関すること	大阪市環境局事業部 産業廃棄物規制担当		06-6630-3284	

●事業系一般廃棄物の収集・運搬等に関すること

一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会	浪速区恵美須西2-14-27 大清連ビル内	06-6648-5311	
--------------------------	--------------------------	--------------	--

●産業廃棄物の処理に関すること

社団法人大阪府産業廃棄物協会	中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5F	06-6943-4016	〈ホームページ〉 http://www.o-sanpai.or.jp
----------------	------------------------	--------------	----------------------------------------------------------------------------

●再生資源物(紙・びん・缶等)に関すること

大阪リサイクル事業協同組合	中央区谷町1-4-3 大手前ヒオビル10F	06-6942-8780	〈ホームページ〉 http://www.orbc.jp/
協同組合 大阪再生資源業界近代化協議会	中央区瓦屋町1-4-2 コシカイカン2F	06-6191-6432	〈ホームページ〉 http://www.pure.ne.jp/saisei/honbu.htm
大阪府再生資源事業協同組合	北区長柄西2-10-16 (株)今西商店内	06-6351-6700	

ごみの排出には中身の見えるごみ袋をお使いください

大阪市では、ごみの分別排出を促進し、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するため、平成20年1月から排出指定制度を導入し、ごみを排出する際には「**中身の見えるごみ袋**(透明または半透明)」を使用していただくよう指定しております。

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)を袋で排出される際には、「**中身の見えるごみ袋**」を使用してください。

